4

都市づくりの 力点

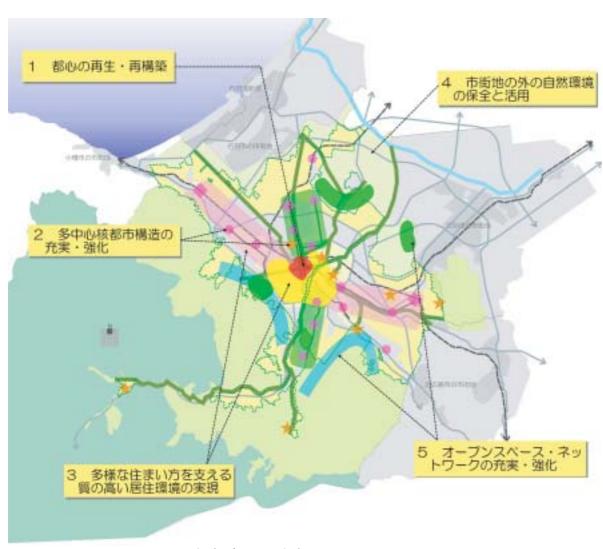
4 都市づくりの力点



今後の都市づくりにおいて、とくに総合的な取り組みが求められる課題を「都市づくりの力点」 として定め、積極的かつ重点的な施策展開を図ります。

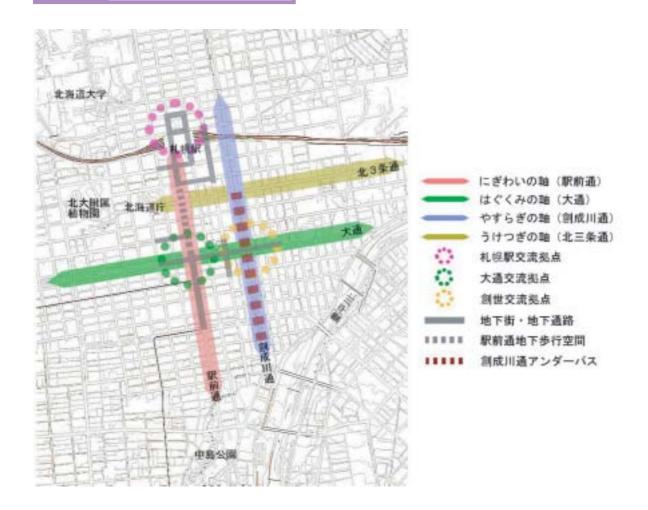
この力点は、「2 都市づくりの理念・原則と基本目標」および「3 部門別の取り組みの方針」を踏まえ、札幌の魅力と活力の向上を図るうえでとくに重要度の高いテーマとして抽出・設定したものです。

具体的には、以下のとおり5つのテーマを設定しました。



■都市づくりの力点~5つのテーマ~

4-1 都心の再生・再構築



多中心核都市構造を構成する最も中心的な拠点である都心は、市民の都市生活の中心であると ともに、北海道全体の中心でもあります。また、来訪者にとっては、札幌を端的に理解する顔と なることが期待される場です。

今後の都市づくりにおいては、市民生活の質の向上を支えるとともに、札幌を世界にアピール し、都市間競争の中で確固たる地位を築くことが重要であり、最も中心的な拠点である都心が、 このような取り組みを先導していく必要があります。

これまでも都心は、商業・業務の中心としての諸機能が立地・集積して札幌の発展を支えてきました。さらに今後は、都市生活のゆたかさを幅広く支える拠点として、消費、文化、娯楽、業務、居住などのさまざまな面で多様な選択性が確保され、諸活動が活発に展開されることが都心に求められます。

以上の認識に立ち、今後、都心の再生・再構築に重点的に取り組みます。

個別開発の統合・連鎖による都心の骨格軸と結節点の明確化

本市では、これからの都心のまちづくりに関する長期的な指針として、「都心まちづくり計画」を定め、都心の魅力を特徴づける主要な骨格軸や結節点を位置づけています。この骨格軸等をより魅力ある空間として育成していくため、個別に展開される都市開発を効果的に誘導・調整します。

さらに、このような取り組みを骨格軸や結節点の周辺へ連鎖的に展開することで都心全体の魅力向上を図ります。

- ア きめ細かな指針の策定と土地利用計画制度による目標実現の担保
 - ・骨格軸等の形成に資する都市開発を統合・連鎖させていくため、地区の自主的な活動を 行政やTMO*⁶¹が支援・調整し、きめ細かなまちづくりの指針を策定します。
 - ・地区の指針に即した都市開発の実現を担保するため、現況の土地利用状況を踏まえつつ、 規制緩和を含めた土地利用計画制度の運用を行います。
- イ まちづくりを先導する都市基盤の整備を契機とした魅力的な空間形成
 - ・骨格軸の形成を支える新たな都市基盤として、駅前通の地下歩行空間や創成川通連続アンダーパスの整備を、地上部のあり方に関する幅広い議論を重ねながら進めます。
 - ・都市基盤の整備を契機として沿道の都市開発を誘導・調整することにより、民間と行政 が協調して質の高い公共的空間を形成します。
- ウ 地区特性に応じた居住機能の導入
 - ・地区特性に応じて居住機能を導入する都市開発の誘導方策について検討を進め、多様な 都市生活の楽しさを身近に享受できる都心居住の実現を支えます。
- エ 環境負荷の低い地域熱供給システムの導入
 - ・雪の冷熱エネルギーの利用等による環境負荷の低い地域熱供給システムの導入とそれを 活用した都市開発事業の促進等について検討し、エネルギー有効利用都市の実現を先導 します。
- オ 必要性や効果を踏まえた市街地開発事業等の実施
 - ・再開発事業などの市街地開発事業を、都心まちづくりの目標と地区の位置づけ、地区の 自主的活動の熟度などから事業の必要性や効果を適切に評価したうえで実施します。

^{*61} TMO Town Management Organizationの略。行政や商店街、市民や企業とパートナーシップを組んで魅力と活力ある都心の実現に向けた取り組みを提案・実施するまちづくり機関。

交通環境の適正化と公共空間の活用、再生

都心のまちづくりを交通面から支えるため「都心交通計画」を定め、市民・企業・行政等の協働による「人と環境を重視した新しい都心交通の創出」に向けた取り組みを展開します。

- ア 公共交通を軸とした交通システムの充実
 - ・持続可能なコンパクト・シティへの再構築に向け、都心へのアクセス機能向上やターミナル機能向上とともに料金制度などソフト施策の展開を進め、環境にもやさしい公共交通を軸とした交通システムの充実を図ります。
- イ 適正な自動車利用による交通課題の解消
 - ・都心に目的のない通過交通を迂回させることや、他の交通手段との連携による自動車需要の低減、および、都心内における荷さばき効率の改善のほか、違法駐車、自転車利用に関するルールづくりなどを進めることにより、都心部の交通課題の解消を図ります。
- ウ 道路空間の再配分による交通環境の創出
 - ・都心道路の機能分担(トラフィック機能とアクセス機能)*⁶²により歩行者,自転車,自 動車が共存する空間整備を進め,四季を通じて円滑で安全な交通環境を創出します。
- エ 社会実験の継続と市民と協働による事業展開
 - ・都心の魅力を享受できる公共空間の活用・再生に向け、交通動向の把握や多様化する ニーズに対応した社会実験を継続しつつ、市民・企業・行政等による協働事業を展開します。

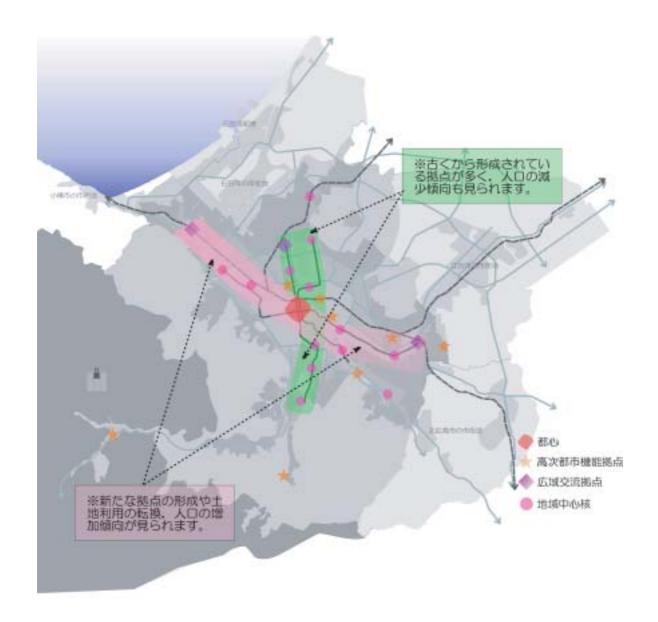
^{*62} 都心道路の機能分担(トラフィック機能とアクセス機能) 都心の限られた空間の中で快適な歩行環境と円滑な自動車 交通を実現するため、都心の道路について、自動車の通路としての機能(トラフィック機能)を優先する道路と、沿道 建物の出入りや歩行者空間としての機能(アクセス機能)を優先する道路とに分類し、役割分担を行うこと。

魅力的で快適な空間のネットワーク化

都心で過ごすことがより魅力的で快適なものとなるよう、回遊、休憩、交流などの場となる公 共的空間について、みどりの創出、歴史性の表現、芸術文化の発信など多様な観点を踏まえてき め細かく確保するとともに、相互のネットワーク化を図ります。

- ア 個別の都市開発の実施を契機とした質の高い空間形成の誘導
 - ・市街地再開発事業等の実施や、個別都市開発を担保する緩和型土地利用計画制度の導入 などに当たって、効果的な民有地緑化、にぎわい感のある快適な歩行空間の確保、滞留・ 飲食等の可能なゆとり空間の創出などを誘導します。
- イ 魅力的な空間の創出・ネットワーク化を支える指針の策定
 - ・魅力的な空間の創出・ネットワーク化を体系的に進めるための指針を,幅広い議論を重ねながら策定します。

4-2 多中心核都市構造の充実・強化



多中心核都市構造を形成する主要な拠点である広域交流拠点と地域中心核は,後背圏の広がりに応じて地域のゆたかな生活圏の形成を支える中心となる拠点です。

また、高次都市機能拠点は、国際的・広域的な影響を持って札幌の魅力と活力の向上を先導する機能が、特徴的に集積する拠点です。

これらの拠点をそれぞれの特性に応じて育成·整備することによって多中心核都市構造を充実・ 強化し、都市全体の均衡ある発展を支えます。

各拠点の特性に応じた都市開発の誘導と基盤整備

広域的な都市構造上の位置づけや地域の土地利用転換の動向(前ページ図※参照),基盤整備や機能更新の必要性などを踏まえるとともに、地域のまちづくりの機運を適切にとらえ、各拠点の特性に応じた都市開発の誘導と必要に応じた基盤整備を実施します。

取り組みの方向

- ア まちづくりの指針の策定
 - ・個別の都市開発と必要な基盤整備とを相互に連携・調整するなど,拠点の育成・整備にかかわる取り組みを総合的・一体的に進めていくため,市民・企業・行政等の協働により、まちづくりの指針を策定します。
- イ まちづくりの指針に即した都市開発の誘導と基盤整備
 - ・まちづくりの指針に即した都市開発の実現を担保するため,現況の土地利用状況を踏ま えつつ,規制緩和を含めた土地利用計画制度の運用を行います。
 - ・再開発事業などの市街地開発事業や基盤整備を, まちづくりの指針における位置づけや, 地域の自主的活動の熟度などをもとに, 必要性や効果を適切に評価したうえで実施します。

基本方針 2

主要な拠点を中心とした地域単位での交通機能の向上

各拠点のまちづくりを交通の面からも支えるよう、地域単位の交通機能の向上に取り組みます。

- ア 交通需要の円滑な処理に向けた施策の推進
 - ・交通需要を円滑に処理するため、拠点等へのアクセス性の向上、拠点等におけるターミナル機能の強化と歩行者・自転車等の移動性の向上を図るための取り組みを進めます。
- イ 地域特性を生かした交通対策の推進
 - ・まちづくりの方向性と整合を図り、地域の特性を生かした交通対策を進めます。



質の高い市民生活を実現していくうえで、居住環境の向上は最も基本的な課題の一つです。とくに、高齢化や市民ニーズの高度化、多様化が進展する中では、市民がそれぞれのライフスタイルに応じて住まい方の選択が可能となることが望まれます。

そのため、交通体系との対応や市街地形成履歴などの地区特性(上図※参照)に配慮しつつ、 多様な住宅市街地の形成を図るとともに、地区ごとの居住環境の質を高めていきます。

都心周辺部、地下鉄沿線などにおける居住の誘導

公共交通機関や都市サービス機能が充実している都心周辺部や地下鉄沿線などにおける居住を 誘導することにより、利便性の高い生活へのニーズを支えるとともに、地下鉄をはじめとする都 市基盤の有効活用を図ります。

このうち、都心周辺部で、都市居住の利点を大きく享受し得る可能性を持ちながら、老朽木造住宅などの更新が進みにくい状況にある区域を「居住促進ゾーン」とし、より積極的な施策展開を図ります。

取り組みの方向

- ア 協働型の地域のまちづくりによる居住環境の向上
 - ・地域の課題や土地利用の転換動向を踏まえつつ、住民や権利者などとの協働型の取り組 みによって地域のまちづくりの指針を定めます。
 - ・地域のまちづくりの指針に即して共同・協調建て替えやきめ細かな基盤整備を誘導・実施することを通じて、居住環境の向上を図ります。

イ 質の高い高密度な複合市街地の形成

・細分化された敷地の統合によって高度利用を進めるとともに、ゆたかなオープンスペースの創出・連続化、多様な都市機能との複合化を図るため、地域のまちづくりの目標を踏まえながら、個別の都市開発を誘導・調整します。

ウ 防災上の課題のある地区の改善

・老朽木造建築物の密集地区,道路等の公共施設整備不良地区などについては,防災性や 安全性を兼ね備えた居住環境へと改善すべく,耐火性の高い建築物への建て替えや必要 な基盤整備,オープンスペースの確保などを一体的に誘導します。

エ 総合的な居住誘導施策の展開

・緩和型の土地利用計画制度の運用や再開発事業等の実施, 高齢者にも配慮した住宅の導 入などの取り組みを相互に組み合わせ, 総合的な居住誘導を進めます。

住要求の変化を踏まえた郊外住宅地の質の維持・向上

戸建住宅を主体とする郊外住宅地の良好な居住環境を今後も維持していくとともに、高齢化の 進展などに伴う住要求の変化を踏まえ、居住環境の向上をきめ細かく誘導します。

- ア 成熟した郊外住宅地の居住環境の維持・保全
 - ・居住者の高齢化や人口減少、住宅老朽化などの状況の見られる地区について、今後とも 良好な居住環境の維持・保全に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した建て替 え更新が可能となるよう、必要な対応について検討します。
 - ・地区住民自らの主体的な検討により、土地利用ルールの緩和や強化をきめ細かく行うなどの取り組みを支えます。
- イ 低・未利用地での魅力ある郊外住宅地の形成
 - ・郊外住宅地に残存する低・未利用地については、生活道路などの都市基盤の確保やゆたかなオープンスペースの創出、付加価値の高い居住環境の実現などに配慮して、魅力ある郊外住宅地の整備を図ります。

4-4 市街地の外の自然環境の保全と活用



市街地の拡大を前提としないこれからは、札幌の都市個性として重要な要素となっている市街 地の外の自然環境について、これまで同様に保全していくことはもとより、効果的に活用するこ とを通じた積極的な保全を図り、都市生活の質を高めていく観点も必要となっています。

良好な自然環境の維持・保全・創出

良好な自然環境を今後とも適切に維持保全するとともに、更なる創出を目指します。

取り組みの方向

- ア 森林・農地等の保全
 - ・緑地保全地区や風致地区などの諸制度の運用により,森林・農地等の開発を抑制し適切 な保全を図ります。

イ 緑地創出の誘導

・開発を行う場合の緑地の保全・創出に関するルールにより、緑地の適切な保全と創出を 誘導します。

基本方針 2

市街地の外ならではの特質を生かす土地利用の検討

自然環境の維持・保全を基本としつつ、市街地の外ならではの特質を踏まえた土地利用について検討を進めます。

- ア 森林・農地等の適切な活用
 - ・市街地の外の森林等において,市民が自然に親しむ場などの創出を地区特性に応じて図ります。
 - ・農業の維持や発展を支えるとともに都市住民への農業体験の機会を提供する観点から農業関連施設の計画的な誘導を図るなどの検討を進めます。
- イ 市街地の外の特質を踏まえた開発への対応
 - ・良好な自然環境の中で立地することがその機能の維持増進につながるなど,市街地の外ならではの特質を生かす土地利用について,適切な対応を検討します。

4-5 オープンスペース・ネットワークの充実・強化



都市のオープンスペースには、森林・樹林地や公園・緑地、河川、歩行者・自転車道、施設敷 地内の空地などさまざまなものがあり、これらは、スポーツ・レクリエーションやリフレッシュ の場の提供、自然環境の美しさの演出や良好な景観形成、避難地・避難路の確保や延焼防止によ る防災性の向上、冬期間のたい雪スペースの確保など、多面的な機能を有しています。

このようなオープンスペースは、土地利用や交通施設と同様に都市空間を構成する主要な要素であり、また、質の高い多様なオープンスペースが身近に確保されるとともに、そのネットワーク化が進むことにより、オープンスペースの利点を享受でき、生活の質の向上とゆたかな都市文化の形成へと結びつきます。

このような認識に立ち、オープンスペース・ネットワークの充実・強化を目指します。

骨格的なオープンスペース・ネットワークの強化

市街地を取り巻く環状グリーンベルトと、市街地内外のオープンスペースを強く関連づける軸であるオープンスペース・コリドーとで構成される骨格的なオープンスペース・ネットワークを強化するため、ネットワーク上の主要な位置において、まとまりあるオープンスペースの維持・創出を図ります。

- ア 拠点となるオープンスペースの創出
 - ・環状グリーンベルトとコリドーとが結びつく地点など、骨格的なネットワーク上の主要 な地区において、拠点的な公園緑地の整備や、ゆたかな水辺環境の創出などを進めます。
 - ・骨格的なネットワーク上での拠点的な都市開発などを通じて、まとまりのある多様な オープンスペースの創出を誘導します。
- イ 骨格的なネットワーク上の多様な要素の保全・創出・活用
 - ・緑地保全地区や風致地区などの地域制緑地の拡大・新規指定に向けた取り組みを骨格的 なネットワーク上で進め、貴重なみどりを保全・創出します。
 - ・骨格的なネットワーク上で、水辺空間や歩行者空間、自転車道、沿道の並木など、多様な要素の保全・創出・活用を図ります。

きめ細かなオープンスペース・ネットワークの充実

骨格的なネットワークとの結びつきに配慮しながら、地区特性に応じたきめ細かなオープンスペースのネットワーク化を進めます。

- ア きめ細かく多様なオープンスペースの創出
 - ・緩和型の土地利用計画制度の適用に当たって、ゆとりある歩行者空間の確保や質の高い 屋内広場などの確保を誘導します。
 - ・緑保全創出地域制度の運用による効果的な民有地緑化や,北国の風土にふさわしい道路 緑化など、きめ細かなみどりの創出を図ります。
 - ・河畔林の保全・再生や清流の復活など自然性ゆたかな河川環境整備を進め、関係機関や 関連事業との連携を図りながら、憩いとうるおいのある水辺空間を創出します。
- イ 地域におけるネットワークの形成を誘導する指針の策定
 - ・都心や主要な拠点など、今後、個別の都市開発の進展が見込まれる地区においては、きめ細かく確保されるオープンスペースの効果的なネットワーク化を誘導するため、地域のまちづくりの動向とも対応した指針を定めます。

5

取り組みを 支えるしくみ



基本方向

都市づくりの取り組みにおける「恊働」のしくみの充実

この計画に基づいて今後の都市づくりを展開していくため、取り組みを支えるしくみに関する 方針を整理します。

前章までで整理してきたとおり、これからの都市づくりにおいては、既存の市街地や都市基盤施設を再生、活用しながら、きめ細かな取り組みを積み重ねていくことが重要となっています。 そして、具体の取り組みに際しては、そこで暮らしている市民をはじめ、企業や行政など都市の構成員が相互に役割と責任を担い合うことが求められます。

以上の認識のもと、ここでは、「都市づくりの取り組みにおける『協働』のしくみの充実」を基本方向として方針を整理しました。

基本方針 1

取り組みの内容に応じた多様な「協働」

都市づくりは、「企画・計画」の段階から「事業等の実施」を経て「維持・管理」の段階へと至り、さらに「評価・見直し」を踏まえて新たな「企画・計画」へとつながる、循環的な取り組みの積み重ねで進められます。

また、取り組みの対象は、都市全体を広く見渡すことが求められる広域的・根幹的な事項から、 地域の個性や独自性の尊重が求められるきめ細かな事項まで、さまざまな広がりを持っています。 そのため、取り組みの段階や対象の広がりに応じた多様な「協働」が求められます。

- ア 取り組みの各段階を通じた協働
 - ·「企画·計画」から「事業等の実施」、「維持·管理」、「評価·見直し」まで、取り組みの 各段階で協働の取り組みを進めます。
 - ・継続的に取り組みを推進する体制を、テーマに応じて適切につくります。

イ 対象の広がりに応じた協働

- ・区域区分(線引き)や用途地域、周辺市と連絡する幹線道路など、広域的な影響を持つ 事項については、多様な立場の利害をより総合的視点から調整していく必要があるため、 行政の主体性と責任が強く求められます。そのため、行政からの十分な情報提供と幅広 い意見交換のもと、具体の取り組みを進めます。
- ・地区計画や住宅市街地内の生活道路など,地域的な事項については,地域住民の自主的なかかわりがとくに重要です。行政は、地域の自主的な活動への支援や、全市的な観点からの取り組みの方向性の調整を行います。

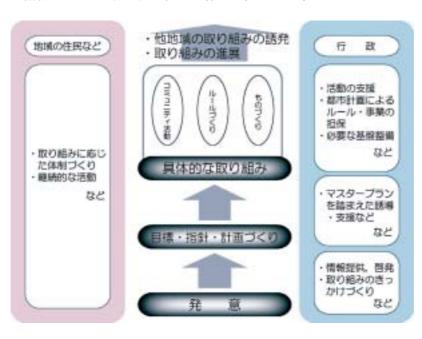
■対象の広がりに応じた協働(イメージ)



ウ 協働による地域の取り組みの推進

・地域の住民などの主体的な取り組みを行政が支援し、地域ごとの都市づくりの指針を定めるなど、市民・企業・行政等の協働による地域の取り組みを推進します。その際、施設等の維持管理や建物更新の段階的誘導など、事後の継続的展開をも視野に入れた推進体制づくりを重視します。

■協働による地域の取り組みの推進(イメージ)



エ 行政の取り組みの総合化

- ・個別の施策が相互に整合して展開され、総合的かつ一体的な都市づくりが推進されるよう、関係部局がこのマスタープランを共有し、個々の取り組みについてマスタープランとの整合を確保します。
- ・各種施策を効率的・効果的に推進するため、行政の関係部局間での連携・協力を一層強め、テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取り組みを進めます。とくに、都市づくりの力点に掲げた5つのテーマについては、行政としても積極的かつ重点的に取り組みを推進します。
- ・上位計画の見直しや各種施策の展開状況などに応じて,このマスタープランの適切な見 直しを行います。

基本方針 2

都市づくりにかかわる情報の共有

都市づくりの取り組みを「協働」によって推進していくうえでは、都市づくりにかかわる情報が市民・企業・行政等の各主体に開かれ、共有化されていることが基本となります。

- ア 都市づくりについて考える素材となる情報の収集・提供
 - ・都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行うしくみを整えます。
 - ・情報通信技術を活用し、より見やすく、使いやすい情報提供を進めます。
 - ・地域の自主的な活動の芽をはぐくむため、出前講座の実施など、学習機会の充実を図ります。
- イ 行政における相談・支援体制の充実
 - ・地域の自主的な活動を支えるため、取り組みのテーマに応じて行政の相談・支援窓口の 一元化を図ります。

都市計画制度の運用における分かりやすさと透明性の確保

都市計画は、その決定が直接土地利用の制限につながるものであることから、とくに分かりや すさと手続きの透明性に配慮した適切な制度運用が必要です。

- ア 都市計画の案への市民意向の反映
 - ・都市計画の案の作成に当たっては、説明会や公聴会の開催、計画提案制度*63の適切な運用など、市民意向を把握し、案に反映するための取り組みを充実していきます。
- イ 都市計画手続きの透明性の確保
 - ・都市計画の決定に当たっては、案の内容や決定する理由、手続きスケジュールなどを広く、分かりやすく周知するとともに、意見聴取の機会を充実していきます。

^{*63} 計画提案制度 土地所有者などが、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者などの3分の2以上の同意を得ることなどの条件を満たすことにより、都市計画の決定または変更を提案できる制度。2002 (平成14) 年の都市計画法改正により制度化された。

参考資料

- i 策定の経緯
- ii 市民意見の反映にかかわる取り組み
 - ① 市民勉強会の開催
 - ② ニュースレターの発行
 - ③ 素案の公表と市民意見の募集
 - ④ 市民意見を踏まえた 「都市づくりの原則」の設定
- iii 用語解説



年 月	上位計画	市民とのかか	わり	市議会,都市計画審議会
1997(平成9)年 1月	第3次札幌市長期総合計	●市民向けパンフレットの発行 「21世紀の魅力ある街づくりをめざして。」 ・札幌市の計画体系 ・人口、土地利用の現況 ・都市計画制度 など ●計画策定過程の情報提供希望者の登録を開始 (メイリングリスト登録制度)		
2 月	台計			■札幌市議会総務委員会への報告 ・制度概要など
3月		●ニュースレター第 1 号発行 ●ホームページによる情報提		
10月		●ニュースレター第 2 号発行		
12月			市民勉強会 (その1)	
1000 (77-110) 77			●第1回	
1998(平成10)年 1月		●ニュースレター 第3号発行	●第2回	
2月	○基本構想 の改定	●ニュースレター 第 4 号発行	●第3回	
3月		●ニュースレター 第 5 号発行	●第4回	
5月		●ニュースレター第 6 号発行		
1999(平成11)年 3月			市民勉強会 (その2)	
			●第1回 ●第2回	
5月		●ニュースレター第7号発行		
2000(平成12)年 3月		●ニュースレター第8号発行		

年 月	上位計画	市民とのかか	わり	市議会,都市計画審議会
2000 (平成12) 年 4月	第			
2002(平成14)年 6月	4次札幌市長期総合			 ◆ 札幌市都市計画審議会への説明 ・制度概要など →都市計画マスタープラン部会の設置を決定 ◇マスタープラン部会への説明・基本的な方向 ◇マスタープラン部会への説明・内容の骨格(土地利用)
7月	計画			◆札幌市都市計画審議会への説明 ・基本的な方向
8月				◇マスタープラン部会への説明 ・内容の骨格(交通,みどり)
9月				◆札幌市都市計画審議会への説明 ・内容の骨格(土地利用, 交通, みどり)
11月			市民勉強会 (その3) ●第1回	
12月		●ニュースレター 第 9 号発行	● 第 「 四	◇マスタープラン部会への説明・内容の骨格
2003(平成15)年				◆札幌市都市計画審議会への説明 ・内容の骨格
2月				◇マスタープラン部会への説明・素案のとりまとめに向けて
3月		●ニュースレター 第10号発行	●第2回	◇マスタープラン部会への説明・素案のとりまとめに向けて
8月				
9月				◇マスタープラン部会への説明・素案◆札幌市都市計画審議会への説明・素案■札幌市議会総務委員会への報告・素案
10月		●素案の公表と市民意 ・素案(本編, 概要版 ・パネル展の開催		
2004 (平成16) 年 1月 2月				◇マスタープラン部会への説明・市民意見募集結果への対応■札幌市議会総務委員会への報告・市民意見募集結果への対応、修正案◆札幌市都市計画審議会への諮問・市民意見募集結果への対応、修正案

市民意見の反映にかかわる取り組み



① 市民勉強会の開催

市民勉強会(都市計画マスタープラン勉強会)は、策定過程の情報を提供しながら市民の皆さんと直接意見交換を行う場として開催しました。

公募によってお集まりいただいた市民45名でスタートしたこの勉強会は、内容に関する具体的な検討に入る前の段階(その1)から、基本的な方向性を見出す段階(その2)、計画の構成など内容の骨格を整理する段階(その3)まで、検討作業の節目ごとに計8回にわたって開催したものです。

◆市民勉強会(その1) 1997(平成9)年~1998(平成10)年

具体的な検討作業に着手する前段で、その後の検討に当たって大切にすべき論点を確認 する目的で開催しました。

第1回 1997(平成9)年12月9日(火)

[内容]

- ・市から都市計画マスタープランと勉強会の目的について説明
- · 参加者自己紹介
- まちづくりに対する意見や勉強会への質問・要望についてグループ討議

第2回 1998(平成10)年1月29日(木)

[内容]

- ・質問、疑問に対する市からの回答
- ・市から都市計画法, まちづくりの流れ, これまでの札幌の都市計画, 第3次札幌市 長期総合計画(長総のポイント), 策定中の第4次長総の方向性について説明

第3回 1998(平成10)年2月24日(火)

[内容]

- ・5つのテーマ別にグループ討議(A:住宅・住環境その1(高齢・福祉含む), B:住宅・ 住環境その2(街並み・景観含む), C:自然・公園, D:交通・道路, E:都市計画の考え 方やしくみ)
- ・グループ発表、全体討議

<u>第4回 1998(平成10)年3月24日(火)</u> 「内容]

・市から都市計画マスタープラン策定に あたっての考え方,来年度(平成10年度) 以降のスケジュールなどについて説明



◆市民勉強会(その2) 1999(平成11)

都市づくりの基本方向について、検討過程の内容をもとに意見交換を行いました。 「コンパクト」というキーワードも、この段階で確認されました。

1回目 1999(平成11)年3月25日(木)

2回目 1999(平成11)年3月30日(火) ※同じ内容を2日に分けて開催しました。

[内容]

・市から都市計画マスタープラン構成案, 都市づくりの基本方向について説明



◆市民勉強会(その3) 2002(平成14)年~2003(平成15)年

都市づくりの基本方向に沿って検討を進めた内容の骨格案をもとに、意見交換を行いました。

ここでは、部門別に内容を掘り下げるだけでなく、総合的な視点から検討を深め、取り 組みの重点を明確にすることの重要性が確認されました。そして、この結果を踏まえて計 画の構成の見直しも行いました。

第1回 2002(平成14)年11月12日(火)

[内容]

- ・市から都市計画マスタープランの構成の見直し案について説明
- ・部門別方針についてグループ討議(土地利用その1, その2, 交通, みどり)

第2回 2003(平成15)年3月5日(水)

[内容]

- ・市から都市計画マスタープラン構成案の見直しについて説明
- ・都市づくりの原則,取り組みを支えるしくみ,都市づくりの力点についてグループ討議



② ニュースレターの発行

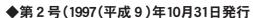
ニュースレターは、素案を取りまとめるまでの検討過程の情報を幅広くお知らせするために 発行しました。

このニュースレターは、市役所都市計画課の窓口で配布するとともに、情報提供を希望する ことについて登録いただいた方々には直接郵送させていただきました(メイリングリスト登録 制度)。また、ホームページでもご覧いただけるようにしました。

◆第1号(1997(平成9)年3月31日発行)

都市計画マスタープランの策定着手のお知らせ [主な内容]

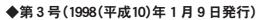
- ・制度の概要
- ・都市計画マスタープラン策定の進め方



市民勉強会の参加者募集

「主な内容」

- ・勉強会の開催と参加者の募集
- ・第4次札幌市長期総合計画の策定状況



市民勉強会(その1)の報告[第1回] 「主な内容]

- ·勉強会(その1)の目的
- ・勉強会の内容(自己紹介、グループ討議、Q&A)

◆第4号(1998(平成10)年2月24日発行)

市民勉強会(その1)の報告[第2回] [主な内容]

・勉強会の内容(都市計画やまちづくりの流れの説明, 前回の質問・疑問への回答)

◆第5号(1998(平成10)年3月26日発行)

市民勉強会(その1)の報告[第3回] [主な内容]

・勉強会の内容(グループ討議)













◆第6号(1998(平成10)年5月13日発行)

市民勉強会(その1)の報告[第4回] [主な内容]

・勉強会の内容(今後の作業における検討の進め方、考え方)



◆第7号(1999(平成11)年5月20日発行)

市民勉強会(その2)の報告

[主な内容]

- ・勉強会(その2)の目的
- ・勉強会の内容(検討過程の案(都市づくりの基本方 向)の説明, 意見交換)



◆第8号(2000(平成12)年3月30日発行)

策定作業の状況のお知らせ 「主な内容]

- ・策定作業の状況
- ・第4次札幌市長期総合計画の決定
- ・都市計画法の見直しの動き



◆第9号(2002(平成14)年12月19日発行)

市民勉強会(その3)の報告[第1回] [主な内容]

- これまでの経過
- 勉強会(その3)の目的
- ・勉強会の内容(部門別方針[土地利用,交通,みどり]の骨格の説明,グループ討議)



◆第10号(2003(平成15)年3月28日発行)

市民勉強会(その3)の報告[第2回] [主な内容]

・勉強会の内容(構成の見直し案の説明、都市づくりの原則・力点・しくみの説明、グループ討議)



③ 素案の公表と市民意見の募集

2003 (平成15) 年10月1日から31日にかけて、素案を市民の皆さんに幅広く公表し、ご意見を募集しました。寄せられた意見については、その趣旨を損なわないように分類・整理した上で、これに対する本市の考え方を説明するとともに、必要に応じて素案の修正も行いました。

ア 素案の公表

- ◇広報さっぽろへのお知らせ記事の掲載(2003(平成15) 年10月号)
 - ・素案の概要
 - ・意見の募集
 - ・パネル展の開催



◇素案概要版,素案本編の配付

作成部数:10,000部 配付方法:[窓口配付]

·市役所本庁舎

・各区役所、区民センター

・主要な公共施設など

「郵送】

・登録済みの情報提供希望者など (メイリングリスト登録者)



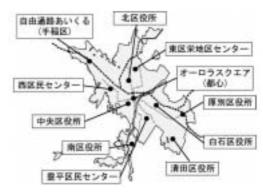
◇都市計画課ホームページへの素案の掲載

意見募集期間中のアクセス数:1,268件



◇パネル展の開催

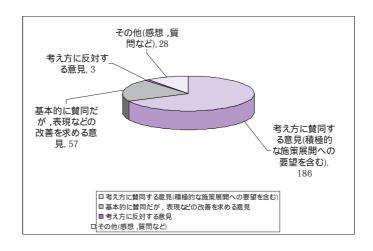
会場:都心部および各区の計 $11 \, \gamma$ 所 〈各会場 $4 \sim 5 \, \Box$ 間〉



イ 意見募集結果

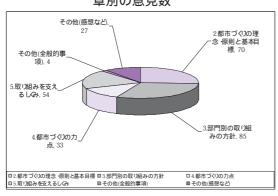
◇意見数…のべ274件

◇賛否の状況

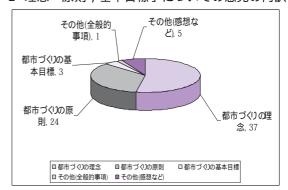


◇内容別の意見数

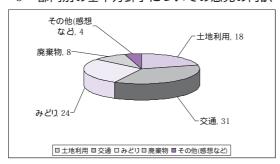
章別の意見数

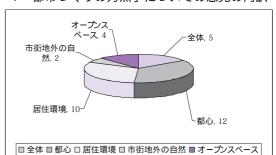


「2 理念・原則,基本目標」についての意見の内訳



「4 都市づくりの力点」についての意見の内訳 「3 部門別の基本方針」についての意見の内訳





ウ 寄せられた意見の概要と本市の考え方

2 都市づくりの理念・原則と基本目標についての意見

※賛同意見に対しては、本市の考え方の再掲はしていません。

項目 (本編ページ)	意見要旨	意見に対する考え方
都市づくりの理念	「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」という	
(p24-)	考え方に賛同。	
	「居住機能を中心とした身近な範囲での多様な機能の	
	まとまり」という考え方に賛同。	
	市街地の縮小を目指すのか、など、コンパクトという	コンパクト・シティの考え方について,都市全体の視点からは,「市街地の拡大の抑制を基調とし
	語の解釈は多様であるため、コンパクト・シティの考え	て市街地内の既存都市基盤の有効活用を図るとともに、市街地の外の自然環境を保全すること」を
	方を, より分かりやすく説明する必要がある。	示していますが,ご意見の趣旨を踏まえ,イメージ図の表現を充実しました。
	機能の集積、高密度化は必要だが、過密化による課題	コンパクト・シティの考え方に基づき、とくに都心周辺や地下鉄沿線等での多様な機能の集積を促
	への対応も必要。一方、過疎化する地域も出てくるの	進し,地下鉄をはじめとする既存都市基盤を有効活用することを示していますが,同時に,居住機
	ではないか。	能と他の都市機能との複合・集積を、地区特性に応じて秩序をもって誘導することが重要と考えま
		す。一方,郊外部など他の住宅市街地については,成熟した住環境が維持・保全され,人が住み
		続けられるための対応が必要と考えます。
	機能の複合とはどのようなものか。異種の機能相互の	コンパクト・シティの考え方について、身近な地域の視点からは、「居住機能を中心に、多様な都
	不調和も心配されるのではないか。	市サービス機能が提供されること」を示しています。この際, 住宅と工場等が無秩序に混在し環境
		上の問題が生じることは回避すべきです。例えば、同一建物内で多様な機能の立体的な複合を図
		るなど、異種の機能が共存できるあり方を、個別の事例ごとに、きめ細かく見出していくことが必
		要であり、そのためには基本目標で掲げる「地域の取り組み」が重要と考えます。
都市づくりの原則	5つの原則の内容及び整理の仕方に賛同。	_
(p25-)	防災面での配慮に関する記述を充実すべき。	素案では、原則の内容として「1-4 だれもが安心して暮らし、活動できる都市空間の実現」
	住民の安全確保もこれからの重要課題であり、その視	を示していましたが、ご意見の趣旨を踏まえ、「1-5 暮らしの安全と安心の確保」を追加し、防
	点を加えるべき。	災や安全確保に関する視点を明確に表現しました。
	冬期の生活機能の確保が重要であることを明示すべき	素案では、原則の内容として「2-5 冬期間の都市機能の確保と寒さや雪の活用」を示してい
	(渋滞緩和や歩行者環境の向上など)。	ましたが、ご意見の趣旨を踏まえ、見出し及びその内容を修正し、より明確な表現としました。
	広域的視点、訪問者の視点から集客交流の重要性につ	素案では、原則の内容として「3-1 機能の複合・集積による活動・交流の活発化」を示して
	いて触れるべき。	いましたが、ご意見の趣旨を踏まえ、見出し及びその内容を修正し、より明確な表現としました。
	既存資源の有効活用に関する記述を充実すべき(多様	ご意見の趣旨を踏まえ、多様なオープンスペースなどの効果的な活用の重要性を明確化するため、
	なオープンスペースの利活用など)。	原則の内容に「4-1 魅力ある資源の効果的な活用」を追加しました。
		「地域の取り組みの連鎖」の考え方は、個々の地域の取り組みが進展し、さらに他地域の取り組
(p32, 33)	みを展開するのかのイメージが分かりにくい。	みが誘発されながら、都市全体の魅力と活力が高まっていくことであり、ご意見の趣旨を踏まえ、
		そのイメージをわかりやすくするよう、本文及び図の表現を充実しました。
その他		今後は、市民・企業・行政等の都市づくりに関わる各主体が、マスタープランに掲げられた考え
	り組みを進めることが必要。	方を共有し、協働で取り組みを進めることが重要と考えています。なお、今後の施策推進に向け
		た基本的考え方は、「5 取り組みを支えるしくみ」で整理しています。

T百日] (本編ページ)	意見要旨	意見に対する考え方
— 坦			
	市街地の範囲	市街化区域の拡大をやめるべき。	人口増加が緩やかとなるなど安定成熟期へと移行した今後は、コンパクト・シティへの再構築を都
	(p39-)	+4-1.5 + 0.4 4 + 0.4	市づくりの理念とすることを示しています。そして、その最も基本的枠組となる市街地の範囲に
土		市街化区域の拡大を望む。	ついては、現状の市街化区域内とすることを基本に、既存の都市基盤の再生・活用と、市街地の
地	+4-11 0 1 11 11	**************************************	外の自然環境の保全を図ることが重要であるとの考え方を示しています。
		商業地の考え方を加えてほしい。	商業機能に関しては、市街地内の「拠点」や「幹線道路等の沿道」で、地区特性に応じて居住機
利	用		能や業務機能などと適切に複合・集積して立地することが基本と考えています。「商業地」として
用	(p40-)	**************************************	純化することを目指す考え方ではないことから、単独の枠組での整理はしていません。
713			これまでは市街地の拡大が続きましたが、今後はその前提が変化することから、市街地の外の土地が開発している。
	地利用	すべき。	地利用について新たな枠組が求められ、自然環境の保全を基本としつつ、適切な有効活用策も検
	(p52-)		討していくとの考え方を示しています。また、今後、より具体的な検討が必要と考えます。
	公共交通ネット	公共交通を基軸としたネットワークを構築するという	 交通体系は、公共交通を軸として確立していくべきであると考えています。そのため、乗り継ぎ
	ワーク	考え方に賛同。	機能の強化や利便性の向上など、公共交通が今後とも安定的に維持・活用されるための取り組みが
	(p57-)	公共交通ネットワークを充実させるため各種施策を推	必要であるとの考え方を示しています。
	>>4 n4 > 1 =	進していくべきである(乗り換え容易にするなど)。	
	道路ネットワー	渋滞緩和の為に道路ネットワークの充実が必要。	自動車交通については、冬期間の道路交通機能の向上や局所的・一時的な交通渋滞の緩和など、
交	<i>ا</i>	新たな道路の整備が困難であれば既存道路の拡幅や一	引き続き対応が必要な課題も多い状況であると考えています。また、施策展開にあたっては、必
	(p59-)	方通行化などの対策を検討してはどうか。	ずしも多様な交通需要に対応する形で基盤整備を進めるだけではなく、既存の交通施設を有効活
		渋滞対策は、路上駐車対策や公共交通への誘導などソ	用する観点から,ソフト施策を含めた対応も図っていくとの考え方を示しています。
通		フト施策で行なうべき。	
	その他		
		内容を充実すべきではないか。	様な都市活動を支える、土地利用と整合した総合的なネットワークを確立するとの観点で整理し
			ています。物流については,土地利用の方針で,道路基盤等と整合した工業地・流通業務地の配
			置及び幹線道路等の沿道での流通業務機能の立地の考え方を示し、また、交通の方針では、空港、
			港湾などの広域物流拠点とのネットワークの確保について示しています。
	みどりの配置	市民に親しまれてきた貴重なみどりの保全対策を検討	「核となる貴重なみどりの保全」や「市街地内でのきめ細かなみどりの創出」,「都市と自然との
_	(p65-)	すべき。	共生を重視した取り組み」,「利用者のニーズを踏まえた公園緑地の魅力向上」は,いずれも重要
み	みどりの質的	まちなかのみどりを積極的に充実することが必要。	な取り組み課題であるとの考え方を示しています。
ど	充実 (p67-)	地球温暖化への対応や、適切な水循環の確保の観点か	また、みどりの充実には、行政ばかりではなく市民や企業等の各主体の取り組みが不可欠であり、
		らも積極的なみどりの創出が必要。	協働による取り組みの推進が重要であることを示しています。
IJ		だれもが利用しやすい身近な公園の確保が重要。	
	その他	みどりの充実のため,より積極的な取り組みが必要。	
廃棄物		リサイクル体制の充実やゴミを正しく捨てやすい環境	廃棄物処理施設に関する基本方針として、循環型のごみ処理体制の確立や、収集・焼却・埋立の
	73-)	づくりが重要。	各過程での環境に配慮した処理体制の整備を図るとの考え方を示しています。
その化	<u> </u>	重要な生活基盤である上水道の記述も加えるべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「その他の都市施設」に上水道の記述を追加しました。

4 都市づくりの力点についての意見

※賛同意見に対しては、本市の考え方の再掲はしていません。

項目(本編ページ)	意見要旨	意見に対する考え方
全体	カ点として抽出された5つのテーマに賛同。	_
都心の再生・再構築 (p79-)	都心の再生・再構築を積極的に進めることに賛同。	都心は、本市はもとより北海道全体の中心拠点であり、その再生・再構築に積極的に取り組むこ
	都心以外に住む市民への配慮も必要。	とは,広域的にみても重要な課題であると考えます。一方で,都市全体の均衡ある発展を支える 「多中心核都市構造の充実・強化」など,都心以外のテーマも力点として設定しています。
	駅前通の地下歩行空間を建設すべき。	駅前通地下歩行空間は,骨格軸の一つである「にぎわいの軸」の形成を支える新たな基盤として,
	駅前通の地下歩行空間を建設すべきではない。	地上部のあり方に関する検討を続けながらその整備を進めるとの考え方を示しています。
	都心居住を促進すべき。	都市生活の豊かさを幅広く支える場として都心を再生・再構築する上では、多様なライフスタイル を可能とする都心居住の促進が重要であると考えています。そのため、地区特性に応じて居住機 能の導入を図るべく、その誘導方策の検討を進めるとの考え方を示しています。
	歩行者に配慮し、公共交通を重視した都心交通対策を 進めてほしい。	都心交通については、まちづくりを交通面から支えるため、「人と環境を重視した都心交通の創出」に向け、市民、企業、行政などの協働で取り組みを進めるとの考え方を示しています。
	札幌の顔としてふさわしい, 魅力ある空間づくりを進める必要がある。	都心の再生・再構築に当たっては、都心の骨格軸などを魅力ある空間として育成していくことや、 魅力的で快適な空間をきめ細かくネットワークしていくとの考え方を示しています。
	多様な住要求に対応するとともに、地区の特性に応じて、総合的な居住環境の向上策を展開すべき。 すべての住宅市街地の環境を向上させる必要はなく、 何も手当てしない地域があってよいのではないか	住宅市街地に関しては、高度利用住宅地から郊外住宅地までの骨格構造を維持しつつ、地区特性 に応じた居住環境をきめ細かく誘導し、多様な住要求を支えるとの考え方を示しています。また、 都市基盤の有効活用の観点からも、既存の住環境の維持向上を図ることが基本と考えます。
(\$65.7)	の向上を図ることが必要。	高度利用住宅地では、居住の促進とあわせて、敷地統合や空地の創出、防災性の向上などを誘導し、質の高い居住環境を実現するとの考え方を示しています。また、そのために、住民や権利者などの協働型の取り組みで地域の指針を定め、これに即したきめ細かな取り組みを進めることを示しています。
市街地の外の自然環境 の保全と活用 (p88-)	農地を全面的に宅地化するのではなく,地域で活用できる家庭菜園を残すことも検討してはどうか。	「3 部門別の方針」でも示しているとおり、市街地の外については、自然環境の保全を基本としつつも、その特質を踏まえた適切な活用方策も検討するとの考え方を示しています。今後は、その誘導策等について具体的な検討を進めるべきであると考えます。
オープンスペース・ ネットワークの充実・ 強化 (p90-)	サイクリングロードの充実により、環境負荷の低減や、 市民の健康増進といった効果が期待される。 各拠点の防災施設としても機能することを考えて、	オープンスペースには、公園や河川のほか様々な要素があるとともに、その機能も多面的であることから、骨格的なものからきめ細かなものまで、その多様性を生かしてネットワークを充実していくとの考え方を示しています。なお、ご意見の趣旨を踏まえ、オープンスペースの要素や機能を分かりやすく説明するよう、本文の表現を見直しました。
,,	地域の河川の環境整備をすすめ、住民が憩う川辺を創出してほしい。 塩漬けになっている未利用地を緑地や公共用地などに 有効に活用することを検討してほしい。	

5 取り組みを支えるしくみについての意見

※賛同意見に対しては、本市の考え方の再掲はしていません。

項目(本編ページ)	意見要旨	意見に対する考え方
都市づくりにおける		
「協働」のしくみの充実	て賛同。	
(p94-)	都市全体を見ながらも、地域の特質を生かして個別に	既存の都市基盤の再生・活用を重視した今後の都市づくりにおいては、地域の取り組みの充実が不
	考えていくことが重要。	可欠であると考えており、2章の「都市づくりの基本目標」の中でも「地域の取り組みの連鎖」と
		してこの考え方を示しています。(なお、「地域の取り組みの連鎖」の本文及びイメージ図について、
		表現を充実しました)
	協働の取り組みを支援するしくみを充実していく必要	マスタープランに基づく都市づくりを展開していくため、地域の主体的な取り組みを行政が適切
	がある(住民の取り組みをサポートする機能の充実な	に支援することや,都市づくりに関する情報の共有化などを進めることについて示しています。
	ど)。	なお、ご意見の趣旨を踏まえ、行政としても、マスタープランに即した効率的・効果的な施策展
	市民との情報の共有や市民意識の向上が重要である。	開を図るため、関係部局間の連携・協力を強めることを、本文に追加しました。

● その他(全般的事項)

※賛同意見に対しては、本市の考え方の再掲はしていません。

項目(本編ページ)	意見要旨	意見に対する考え方
分かりやすさ, 言葉で かい	が計画の構成を分かりやすく示し、「コンパクト・シティへの再構築」という理念の実現に向けて計画全体が組み立てられていることを明確にすべき。	計画の構成は、「1 目的と位置付け」の中で大枠のみを説明していましたが、ご意見の趣旨を踏まえ、内容の骨子を含めて体系を示すフロー図を追加しました。
	親しみやすいマスタープランにするため、難しいカタカナ語などを避ける配慮が必要。	ご意見の趣旨を踏まえて素案全体を再点検し、極力平易な表現を用いるようにしました。また、 技術的・専門的な用語などについては、別途、用語解説を追加いたします。

④ 市民意見を踏まえた「都市づくりの原則」の設定

勉強会での意見

意見

- ・人々がお互いに助け合うまち、血の通い合うあたたかいまち
- ・年寄や障害のある人が1番便利な所に住めるまち
- ・コミュニティバスなど地域の生活者が利用しやすい地域内循環交通を整備す べき
- ・高齢者が一人でも住めるような住宅をつくれないか,また,その支援ができないか
- ・様々な暮らし方のあるまち(緑の多いまち,隣どうしの交流のあるまち,学生のまち...)
- ・バリアフリーを全市的にやったほうがよいのではないか
- ・車を利用しないで生活できる街づくり
- ・札幌市の人口増加,減少について,市ではどう考えているのか。住宅造成地 の拡大の仕方に問題がある
- ・都市計画で残すべき緑地と開発すべき地区を明確にすべき
- ・これから樹林地開発(都市造成)が進むので,丘陵地開発の危険性の重視を!(土砂,雨水流出など)。
- ・厳しい農業環境の中で,周辺部の農地をどのようにしていくかが重要。また同時に,違法建築物などに対しては,適切な指導と規制が必要
- ・各世代の人が自然や緑,公園に話しかけられる場所,子供たちが安心して遊べる川や公園,緑を増やしてくつろげるまち
- ・教育と連携し,子供の頃からみどりと親しみ,意識を高める環境をつくることは考えられないか
- ・行政のサービスとして住民にプレゼントする公園ではなく,地域の人々が自分たちのコミュニティの場として愛していける公園を
- ・緑の回廊を都市計画の中に
- ・量の確保から,生き物が住むなど質的な豊かさを求めるみどり環境づくりへ の転換が大事
- ・都心でも動物(リス等)が見られるような整備,郊外の緑が都心までつながってくるような整備を望む。
- ・冬にも強い公共交通機関の積極的な維持活用を図るべき
- ・道路が狭くて困っているので除排雪のあり方のための「除雪税」を払ってで も住みよいまちにしたい
- ・つるつる路面対策や冬の雪処理対策とそのためのエネルギー対策を前面に押し出すべき
- ・利便性の高いところで良好な環境を実現し,そこで暮らしたいと考える層は 結構多いと思う
- ・街に連続性がなく,街並みのバランスが悪く美しくない。マンションとかネ オンサインとかをもう少し規制してはどうか
- 市民も行政も「札幌」に誇りを持ち、札幌の個性を重視したまちづくりが求められる
- ・高齢化のことも考えると、福祉関係の施設も都心に必要
- ・都心の魅力を高め,都心にも人を住まわせることが重要
- ・身近な拠点の育成が重要であり,地域のまちづくりの機運を高めるための方 針が必要
- ・散歩したくなるまちがほしい
- ・都心への交通の乗り入れ自粛や,周辺駅でのパークアンドライドの充実
- ・都心部を中心に放射状に整備されている公共交通体系のなかで,今後は,地域中心核間の横移動を支えていくことも重要
- ・JR・地下鉄・バス等の連携と価格体系の見直しが必要
- ・オープンスペースは,都心において,その環境を高め魅力を増していくという観点から,より重要である
- ・道路や公園の整備などによって散歩が楽しくなる環境が大切
- ・ポイントを持った街づくりをして欲しい

原則を考えるキーワード

助け合う・コミュニティ

お年寄や障害のある人こそが 安心・安全・便利に住める

様々な暮らし方が選択できる

バリアフリー

車なしでも生活できる

残すべき緑地・農地と開発すべき 地区の明確化

樹林地の保全

農地の保全

人々が話しかけられる 自然・緑・公園

緑と教育との連携・意識啓発

地域住民のコミュニティの場としての公園

量の確保から質的な豊かさへ

都心でも動物がみられる

郊外の緑が都心に つながってくる

冬にも強い公共交通機関

雪対策・エネルギー対策

利便性の高いところで多く の人が快適に住める

街並み景観を美しく

札幌の誇りと個性の重視

都心に機能を集め魅力を 高める(福祉,居住)

身近な拠点の育成

散歩が楽しい まちづくり

都心への乗り入れ自粛

JR・地下鉄・バス等の連携

パークアンドライド

オープンスペース

ポイントを持ったメリハリの あるまちづくり 「都市づくりの原則」は、市民勉強会や素案公表時の意見を踏まえて掘り下げ、設定したものです。

素案公表時の意見

原則 < 目標系 >

<u> 原則1 一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます</u>

- 1-1 個性的で活力のある地域づくり
- ・都市が利便性を保ち,生活を支える基盤として機能するために,地域特性に応じた適正な密度で人が住み続け,コミュニティ活動などが活発に展開していること
- ・地域の住民が愛着と誇りを持てる、個性的で、魅力ある街並みが形成されていること
- 1 2 多様な住まい方の選択肢の確保
- ・さまざまなライフスタイルを支えるとともに,家族構成の変化などに応じた住み替えも可能となるよう,郊外のゆとりある戸建住宅や利便性の高い地域での集合住宅など,多様な住まいが確保されていること
- 1-3 身近な利便性と快適性の確保
- ・徒歩を前提とした距離圏で,買い物利便機能など基本的な都市サービス機能が享受できること
- ・地域の公園や散策路など,ゆたかな時間を過ごせる空間が身近に確保されていること
- 1 4 だれもが活動しやすい都市空間の実現
- ・だれもが利用しやすく,利便性の高い公共交通機関が,交通体系の機軸をなしていること
- ・交通施設や公共的建築物など,多くの人々が利用する空間のバリアフリー*18 化が図られていること
- 1 5 暮らしの安全と安心の確保
- ・都市施設や建築物などが,自然災害や火災などに対して強いものであること
- ・延焼防止機能を持ち,避難や救助活動の場ともなる道路や公園などのオープンスペースが適切 に確保されていること
- ・交差点や公園などでの見通しの確保など,事故や犯罪の未然防止のための配慮がなされている こと

住民の安全確保もこれからの重要課題

防災面での配慮に関 する記述をすべき

原則2 自然と共生し北の風土特性を尊重します

- 2-1 環境への負荷の低減
- ・都市基盤の整備において,環境への配慮が徹底されていること
- ・地下鉄駅周辺の居住密度が高まるなど,公共交通の利用しやすい都市構造が確立されていること
- 2 2 市街地の外延的拡大の抑制と自然環境の保全・創出
- ・市街地の外延的拡大の抑制を基調としつつ,市街地の内外で,守るべき自然環境が確実に守られるとともに,新たな創出が図られること
- 2-3 市民が触れる機会の確保を通じた自然環境の保全
- ・ゆたかな自然が適切に都市住民に開放されることで,レクリエーションなどの機会が提供されるとともに自然環境の保全に対する意識が高まること
- ・都市住民自らの手による自然環境の管理のしくみなどにより、幅広く自然環境が保全されること
- 2-4 多面的な自然環境への配慮
- ・健全な水循環が確保されていること
- ・野生生物の生育空間の確保にも配慮され、自然環境のネットワークが形成されていること
- 2 5 冬期間の都市活動の維持と寒さや雪の活用
- ・冬期間の道路交通の円滑化や歩行環境の向上が図られ、都市活動が維持されること
- ・ゆたかな屋内外の公共空間の形成や雪の冷熱エネルギーの活用など,寒さや積雪を資源として とらえ,北の風土特性を生かす取り組みが進められること
- 2 6 自然環境や風土特性に配慮した都市景観づくり
- ・市街地内のみどりや水辺,地形的な特徴などが都市景観の中で生かされること
- ・明瞭な四季の移り変わりによる背景の変化,市街地に残る歴史的遺構など,札幌の個性を表現 する要素に配慮した景観づくりが進められること

原則3 多くの人が集まる場を大切にします

- B 1 魅力ある都市機能の集積と活動・交流の活発化
- ・魅力ある都市機能が集積し,世界に向けてその魅力が発信され,国際的・広域的な交流が活発 化すること
- ・交通結節点などで多様な機能が集積・複合することにより , にぎわいが演出され , まち歩きの 楽しさが高まること
- 3-2 公共交通によるアクセスの確保と歩行空間の充実
- ・多様な機能の集積状況と公共交通体系との位置関係が相互に整合し,公共交通を利用してさまざまな都市サービス施設に容易に到達できること
- ・交通結節点とその周辺において、快適な歩行者空間のネットワークが確保されること
- 3-3 きめ細かな公共的空間の配置とその多面的な活用
- ・歩行者の動線に接した効果的なポケットパークや屋内型の広場など,公共的なゆとりの空間が 充実していること
- ・公共的なゆとりの空間が,通行や休息のほかイベントや飲食などのスペースとしても活用できること
- 3 4 人が集まる場にふさわしい都市景観づくり
- ・交通結節点や公共広場,集客交流施設など人の集まる場の特性に応じて,一定の統一感を持った街並みの形成や,シンボル性の高いデザイン要素の効果的な導入などがなされること

冬期の生活機能の 確保が重要である ことを明示すべき

広域的視点,訪問者の 視点から集客交流の 重要性について触れ るべき

勉強会での意見

意見

- ・都心部の交通を排除して歩行者だけにするという時間帯があってもよいので はないか
- ・眠っている施設の開放と利用(各事業所・小学校など)
- ・利便性の高い土地の高度利用を誘導するとともに , 周辺の低層建築物主体の 住宅地の環境を保全することも大切
- ・交通の渋滞を少なくする為に,地下鉄,バスターミナル等のそばに市の安い 駐交通場を設置すべきなのに,どんどん都心に駐車場をつくるのは間違って いる
- ・都心の全体像を示し,市民にアピールすることが重要。すなわち交通,景観などの個別の方針をトータルで整理し,全体像の見える方針が必要
- ・札幌市として,都市空間形成の基本的な方針(根幹をなす考え方)の提示が 必要
- ・市街化調整区域を一律に規制することに限界がある。調整区域は「こうあるべき」という方針が必要
- ・市街地内部を高密度化しつつ,そこで豊かな住環境を実現していくために, 具体的な住宅の青写真(コーポラティブ住宅など)を考えておくことが重要
- ・交通アクセス手段も,赤字解消だけが目的では不可。哲学をしっかりもつべきである。
- ・幹線道路の整備に力点をおくより,生活者・歩行者の立場に立った道づくりなど人にやさしい安全な交通環境を創出することが重要
- ・ハード整備とともにソフト整備(自分たちのまちは自分たちでつくるという 意識など)を急ぐべき
- ・用途地域による規制だけではなく、景観・デザインのコントロールが必要
- ・例えば戸建住宅が建ち並ぶ地区において,現行の法律の範囲内だからといって突然高層マンションが建ち並ぶということはいかがなものかと思う
- 一定規模以上のマンションを建築するときに、オープンスペース(空地)の 確保を義務づけられないか
- ・例えば地下鉄の延長を検討するとしても,ただそれだけを考えるのではなく, パーク・アンド・ライド駐車場の整備などの施策もセットで考えるなど,総 合的な検討が必要
- ・これからどのようにしてみどりを充実していくのか、その推進方策が必要
- ・具体的な市民参加のあり方として,地域の将来コンセプトを考える段階から計画決定の段階まで,各段階で参加の機会が保障されるべきだ
- ・行政・企業・市民,三位一体でのまちづくりを!
- ・市民は自立と責任に基づいてまちづくりに参加し,行政はそのような動きを きめ細かく支援する
- ・地区毎の個性を住んでいる人が発見してそれを生かせるようなまちづくり
- ・広い地域にまたがる問題では,市民による本当の合意は可能だろうか
- ・理念については良いと思えても,そこから具体の施策が出てきたときに納得できないものとなっていることも多い。その部分をかたちづくるプロセスをきちんと公開していくようなしくみが重要
- ・そもそも都市計画とはなんなのか分からない。行政と市民が情報提供を共有 するべき
- ・様々な地域に応じた更新パターンの提示など,地域がまちづくりを考えていくための情報提供も必要
- 建築協定や地区計画などの制度を市がもっと宣伝すれば,市民も「こういう 方法がある」と話し合いも進むのではないか
- ・住民参加については、法律に基づく「縦覧」という手続きだけでは不十分
- ・市民と行政が対話できる場を日常的に設けておくことが必要

原則を考えるキーワード

時間帯による多様な活用

遊休施設の有効活用

土地利用のメリハリ

土地利用の計画性

個別方針から全体像の呈示へ

根幹をなす考え方,哲学が重要

車中心から生活者・歩行者中心へ

ハード+ソフト

総合的な規制,総合的な施策展開

現行制度を越える・補完 する必要性

まちづくりの各段階での 参加の機会の保障

三位一体のまちづくり

市民主体・行政支援

プロセスの公開

都市計画の多様な情報提供

手続きの充実

市民と行政が日常的に対話できる場

素案に対する意見

原則 < 進め方系 >

既存資源の有効活 用に関する記述を 充実すべき

原則4 既存資源を上手に再生・活用します

- 4-1 魅力ある資源の効果的な活用
- ・公園・緑地や河川,歩行者・自転車道など,多様なオープンスペースが相互に連携・接続されることにより,各要素が利用しやすくなり,また,都市空間の魅力が高まること
- ・地域の個性を演出する街路や建物、樹木などが、街並みの中で効果的に生かされていること
- ・市街地内の遊休地などが,地域や都市全体の魅力を高める観点で効果的に活用されること
- 4-2 活用方法の工夫による機能の確保・向上
- ・道路空間や公共施設等の利用の時間的・空間的な有効活用により,十分な機能の発揮がなされること
- ・道路等をイベント空間として利用するなど、公共空間の多面的活用が図られること
- 4-3 長期的な維持・活用
- ・公共施設等が,適切に維持管理されるとともに,必要に応じて改修,多用途への転用などが検討され,長期的に活用されること
- ・新たな公共施設等の整備において,次世代に引き継ぎ得る質の高さが確保されること
- 4-4 既存資源の活用を促す都市構造への誘導
- ・地下鉄をはじめとする既存の公共交通機関が利用しやすい都市開発が誘導されること
- ・都市基盤施設が充実し、多様な都市機能が集積した既成市街地での居住が支えられること

原則5:施策の総合化・重点化と協働を重視します

- 5 1 明確な目標に基づく施策展開
- ・施設整備や土地利用誘導において、目指すべき価値観が事前に明確化され共有されていること
- ・地域課題の緊急性やまちづくりの機運,市内外への効果の波及度などを踏まえて施策展開の優先度 を明確にし,確実で効果の高い都市づくりが進められること
- 5-2 多様な取り組みの組み合わせと柔軟な制度活用
- ・土地利用誘導や施設整備,ソフト施策などの多面的な組み合わせにより,施策展開の効果が一層高まること
- ・明確な目標の実現に向けた施策展開を支える観点から、制度の柔軟な活用が検討されること
- 5 3 共有される都市づくりのプロセス
- ・計画づくりから施設整備,管理までの一連のプロセスにおいて,市民等のかかわりの機会が確保されていること
- ・地域の自主的な活動の積み重ねが、地域の魅力を高め、ひいては都市全体の魅力向上につながるこ

しくみ:都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみの充実

基本方針1 取り組みの内容に応じた多様な「協働」

- ・「企画・計画」から「事業等の実施」、「維持・管理」、「評価・見直し」まで、取り組みの各段階で、 協働の取り組みを進めます。
- ・継続的に取り組みを推進する体制を,テーマに応じて適切につくります。
- ・区域区分(線引き)や用途地域,周辺市と連絡する幹線道路など.広域的な影響を持つ事項については,多様な立場の利害をより総合的視点から調整していく必要があるため,行政の主体性と責任が強く求められます。そのため,行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもと,具体の取り組みを進めます。
- ・地区計画や住宅市街地内の生活道路など,地域的な事項については,地域住民の自主的なかかわりがとくに重要です。行政は,地域の自主的な活動への支援や,全市的な観点からの取り組みの方向性の調整を行います。
- ・地域の住民などの主体的な取り組みを行政が支援し,地域ごとの都市づくりの指針を定めるなど,市民・企業・行政等の協働による地域の取り組みを推進します。その際,施設等の維持管理や建物更新の段階的誘導など,事後の継続的展開をも視野に入れた推進体制づくりを重視します。
- ・個別の施策が相互に整合して展開され,総合的かつ一体的な都市づくりが推進されるよう,関係部局がこのマスタープランを共有し,個々の取り組みについてマスタープランとの整合を確保します。
- ・各種施策を効率的・効果的に推進するため,行政の関係部局間での連携・協力を一層強め,テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取り組みを進めます。とくに,都市づくりの力点に掲げた5つのテーマについては,行政としても積極的かつ重点的に取り組みを推進します。
- ・上位計画の見直しや各種施策の展開状況等に応じて,このマスタープランの適切な見直しを行います。

基本方針2 都市づくりに関わる情報の共有

- ・都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行うしくみを整えます。
- ・情報通信技術を活用し,より見やすく,使いやすい情報提供を進めます。
- ・地域の自主的な活動の芽をはぐくむため、出前講座の実施など、学習機会の充実を図ります。
- ・地域の自主的な活動を支えるため,取り組みのテーマに応じて行政の相談・支援窓口の一元化を図ります。

基本方針3 都市計画制度の運用における分かりやすさと透明性の確保

- ・都市計画の案の作成に当たっては,説明会や公聴会の開催,計画提案制度の適切な運用など,市民意向を把握し,案に反映するための取り組みを充実していきます。
- ・都市計画の決定に当たっては,案の内容や決定する理由,手続きスケジュールなどを広く,分かり やすく周知するとともに,意見聴取の機会を充実していきます。

協働の取り組みを 支援する仕組みを 充実していく必要 がある

市民との情報の 共有や市民意識 の向上が重要で ある



アクセス (アクセス性) p29, p57, p60, p61, p81, p84

目的地へと到達すること。または、その手段や経路。

ウ 雨水拡充管 p72

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応し、浸水を防除するため、既設下水道管の雨水排除能力を増補する雨水管。

雨水浸透式下水道 p72

雨水浸透式下水道とは、下水道管への雨水の流入量を減少させるため、雨水を地中へ浸透させる下水道施設で、雨水浸透ます、雨水トレンチ(雨水浸透管)などがある。

雨水浸透ますは、雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるものであり、雨水トレンチ(雨水浸透管)は、雨水が浸透するように穴開き管となっている。

雨水ポンプ施設の増強 p 72

雨水ポンプ設置とは、公共用水域へ雨水を排除するためのポンプ施設。都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応し、雨水排除能力の向上を図るため、ポンプ施設を新増設する。

I NPO p 19

Non-Profit Organizationの略。非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

才 汚泥圧送管 p 72

下水を処理する過程で発生する汚泥を汚泥処理施設へポンプ輸送するための管路。本市では、2か所の汚泥処理施設で汚泥を集中処理する計画で、各下水処理場と汚泥処理施設間に汚泥圧送管の整備を行っている。

オープンスペース・コリドー p 66, p 91

コリドーの本来の意味は「廊下」「回廊」など。都市空間計画や交通計画に関しては、帯状につながる産業地帯や、環境整備を進める主要道路沿い一帯、主要貨物輸送ルートなどを示す場合に使われる。本計画では、市街地を貫通し、都市にうるおいをもたらすオープンスペースの軸となることを目指すものとして、コリドーと称している。

カ 開発許可制度 p39

計画的市街化あるいは市街化の抑制を行うために、開発者が都市計画区域内において一定の開発行為(主として建築物の建築等を行うことを目的とする宅地造成等)を行う場合に、 都道府県知事(政令指定都市である本市の場合は市長)が許可をする制度。

河川情報システム p 75

河川水位や雨水の情報を速やかに収集することで、大雨時における災害発生を未然に防ぐ 水防活動等に活用することを目的としたシステム。

環状グリーンベルト構想 p 64, p 65

札幌の自然条件を生かしながら、市街地を緑の帯で包み込もうとする構想。その区域は、延長約100km、面積約16,400ha。

早 緊急貯水槽 p 70

地震災害の発生時における飲料水を貯留しておく施設で、本市では直径2.6mの大口径配水管として整備している。平常時は配水管として機能しているが、災害時には前後の弁が閉止され、内部の水道水を貯留する。

夕 区域区分 (線引き) p15, p37, p38, p53, p95

無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域。

グローバル化 p18

人や物,資金,情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んとなり,政治や経済などさまざまな分野での境界線がなくなることで、相互依存の関係が深まっていく現象。

ケ 計画提案制度 p97

土地所有者などが、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者などの3分の2以上の同意を得ることなどの条件を満たすことにより、都市計画の決定または変更を提案できる制度。2002(平成14)年の都市計画法改正により制度化された。

(下水の) 高度処理 *p 71*

通常の活性汚泥法などの処理では除去できない有機物や、栄養塩類(窒素、リン)などの成分を除去する処理。

回 公園リフレッシュ事業 p 64

1993 (平成4) 年度より「個性あふれる公園整備事業」として実施している。

開設後長い年月を経て老朽化した既設公園の施設変更を機会に、周辺環境の変化や利用実態、住民ニーズ等を踏まえ、地域の特性に合わせた個性的な公園づくりを目指している。

公共用水域 *p 71*

河川, 湖沼, 海域, その他の公共の用に供される水域とこれらに接続する公共水路などのこと。

交通結節点 p 29, p 44

地下鉄駅やバスターミナルなど、さまざまな交通手段(徒歩、自動車、バス、鉄道など)が相互に連絡される場所。

合流式下水道の改善 *p 71*

合流式下水道から雨天時等に公共用水域へ放流する未処理下水を、水質や環境保全の観点から質的・量的に改善を図ること。

世 **財政力指数** *p 19*

地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政を行うときに自ら賄える財源の割合。 1 に満たない部分が国の地方交付税によって措置される。

札幌市基本構想 p 3

本市のまちづくりの最も基本的な指針として、市議会の議決を経て定めるもの。地方自治法第2条第5項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されている。

札幌市住区整備基本計画 p 15, p 36, p 38

より快適で安全な生活圏の形成と秩序ある開発誘導を図るため、札幌市が1973(昭和48)年に策定した計画。住んでいる人が徒歩で行動できる範囲を一つの「住区」としてとらえ、各住区内に基幹施設として学校、公園、道路を適正に配置することを目指している。1住区は、鉄道や幹線道路などによって形成される面積約100ha、人口約1万人を標準としており、計画策定区域は市街化区域のうち人口集中地区(1970(昭和45)年)などを除いた約15,000ha(131住区)を対象としている。

札幌市宅地開発要綱 p 15

札幌の特質を生かした良好な開発事業を推進し、もって計画的な都市づくりを進めるため、 都市計画法その他関係法令の基準を補完するものとして、開発事業の施行者が遵守または尊 重すべき基準などを定めた宅地開発の総合的な指針。

札幌市東部地域開発基本計画 p 15, p 36, p 38

厚別副都心の後背地において、大規模な住宅地開発を一体的かつ計画的に推進するために 定めた計画。対象区域は約1,265ha。東部地域では、この計画に基づいて民間宅地開発の指 導、調整を進めてきた。

札幌市緑の基本計画 (新,旧) p62, p64

緑の保全創出にかかわる施策・事業の総合的な指針。本市では、札幌市緑化推進条例に基づいて1982(昭和57)年に策定し、さらに1999(平成11)年にはこれを見直して、都市緑地保全法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定した。

札幌市リサイクル団地 p 74

札幌市,第三セクター,民間がそれぞれの役割を担い,建設廃材や廃油,汚泥などの再生処理施設や建設系混合廃棄物の破砕選別処理施設等を建設し,主に企業から発生するごみの減量とリサイクルを推進するための施設。

札幌市緑化政策大綱 p 62. p 64

1972 (昭和47) 年の政令指定都市移行を契機に、1973 (昭和48) 年2月に定められた、本市における最初の緑化行政に関する大綱。「総合的な緑化行政の推進」、「公共的なオープンスペースの確保(市街化区域)」、「都市環境公園による都市の膨張抑制」、「都市の外側の国有林の保全」の4つの項目が柱となっている。

札幌都市圏 p59

第4次札幌市長期総合計画で設定している計画関連区域(札幌市が広域的な連携を進めるための標準的な範囲)のうち、市民の活動範囲の広がりや行政課題の広域化に対応するため、札幌と一体的な日常生活圏に属し、広域的な連携をとくに重視しながら諸施策を推進していくべき圏域。札幌市のほか、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、厚田村、南幌町、長沼町の10市町村によって構成する。

札幌複合交流圏 p 55

第4次札幌市長期総合計画で設定している計画関連区域(札幌市が広域的な連携を進めるための標準的な範囲)のうち、札幌市とともに北海道の自立的発展を支え、日本の北の拠点として高次都市機能の集積を図るべき圏域。札幌市のほか、おおむね札幌を中心に60km圏の範囲で、39市町村から成る。

ジ 市民農園 p 66

都市の住民が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的に、小面積の農地を利用 して野菜などを育てるための農園を指し、市民農園整備促進法に基づく農園をはじめ、都市 公園内に設置される農園や老人農園などがある。

人口集中地区(DID) *p 20*

DIDは、Densely Inhabited Districtsの略。国勢調査に基づき設定されるもので、人口密度が40人/ha以上の調査区(約50世帯を含む地域)が市区町村内で連たんして人口5,000人以上となる地域。

ツ SOHO *p17*

スモール・オフィス・ホーム・オフィス (Small OfficeHome Office) の略。パソコンやインターネットを活用し、自宅や小さなオフィスで仕事をする勤務形態。

夕 第4次札幌市長期総合計画 p3, p4, p8, p38, p55, p56, p64, p75

札幌市基本構想に基づいて、2020年(平成32年)を目標年次とする20年間の総合的な施策 体系や展開方針などを示した計画。

大量公共交通機関 p32, p40, p41

ある程度まとまった旅客をほぼ定期的に特定の路線を設定して輸送する公共交通機関で、ここでは地下鉄、JRを指す。

F 地域コミュニティ p 23. p 26

コミュニティは、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体であり、そのうち、地縁的な要素の大きいものを地域コミュニティとする。要求型の住民運動から提案型のまちづくり活動への変化を背景に、地域コミュニティに期待される役割も変化してきている。

地域制緑地 p 65, p 91

公有地, 私有地を問わず, 法律や条例などの制度によって, 良好な緑地が保全される場所。 **地区計画** *p41. p42. p49. p53*

地区の特性に合わせた良好な都市環境の維持・形成を図るため、区画道路、小公園などの 配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模など、きめ細かな地区のルールを定め る都市計画。

直結給水方式 p70

マンションなどの建物で受水槽や高置水槽を経由せず配水管から蛇口まで直接給水する方式。受水槽などが不要であるため、水槽の清掃や水質管理など衛生管理上の問題が解消されるほか、加圧ポンプの運転に必要なエネルギーを削減することができる。

テ TMO p80

Town Management Organizationの略。行政や商店街、市民や企業とパートナーシップを組んで魅力と活力ある都心の実現に向けた取り組みを提案・実施するまちづくり機関。

下 特別用途地区 p49

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進,環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。特別用途地区内においては、建築基準法に基づき地方公共団体が定める条例により、建築物の用途にかかわる規制が強化又は緩和される。

都市計画区域 p5, p13

「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として、都道府県が指定する区域。本市では、1,121.12km²の行政区域のうち、南西部の国有林等の区域を除く567.89km²が都市計画区域として指定されている。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 $\rho 3$

都市計画区域について,都道府県が広域の見地から定めるマスタープラン。札幌圏都市計画区域は,札幌市,小樽市の一部,江別市,北広島市,石狩市で構成されている。

都市づくり p2, p3, p4, p5, p8, p9, p16, p17, p20, p22, p24, p25, p32, p36, p39, p44, p57, p62, p65, p78, p79

都市の物的な側面に着目した概念であり、都市空間の整備にかかわる取り組み全般を表す。 取り組みの対象としては、道路、建物、公園などの人工的な環境の整備と、緑や水などの自 然環境の整備を含む。

なお、「都市づくり」に加え、社会制度・行政制度などのしくみづくりや多様なコミュニティ 活動など幅広い内容を含む包括的な概念を「まちづくり」としている。

都心道路の機能分担(トラフィック機能とアクセス機能) p81

都心の限られた空間の中で快適な歩行環境と円滑な自動車交通を実現するため、都心の道路について、自動車の通路としての機能(トラフィック機能)を優先する道路と、沿道建物の出入りや歩行者空間としての機能(アクセス機能)を優先する道路とに分類し、役割分担を行うこと

土地区画整理事業 p 14

道路や公園などの公共施設の整備水準が低く,宅地が不整形で利用効率が低い市街地を面的に整備し,安全で快適な市街地を形成するため,個々の宅地を入れ換え,新しく必要になる道路や公園などを造る事業。

フ 農用地区域 p66

農業振興地域内の土地で長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地として開発などの行為が制限される区域。

パークアンドライド駐車場 p 56. p 58

パークアンドライド (P&R) とは、自宅から地下鉄などの駅までマイカーを利用し、駅近くに駐車して (Park)、地下鉄などに乗り継いで (Ride) 目的地に至る方式をいい、マイカー通勤者などが、スムーズに公共交通機関に乗り換えられるように、地下鉄駅周辺などに設けられた駐車場をパークアンドライド駐車場という。

バイオマス p 73

再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石燃料を除いたもの。太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであり、生命と太陽がある限り、枯渇しない資源である。 廃棄物系バイオマスには、木くず・紙くず・生ごみ・動物の糞尿・下水汚泥などがある。

バリアフリー p27, p58

公共的建築物や道路、住宅などで、高齢者や障がい者にも配慮された設計のこと。

同風致地区 p 64, p 65, p 91

都市計画法に基づいて、都市の自然のおもむきを維持するために定められる地区であり、 建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制が設けられている。

雨 ポケットパーク p29

中高層ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

市民の庭づくりや園芸の普及振興を目的とした都市緑化植物園として,豊平公園緑のセンター,平岡樹芸センター,百合が原緑のセンターを開設している。

みどりのリサイクル p67

公園や街路樹から発生する枝葉などの植物性廃材を,堆肥などとして有効に活用していく こと。

緑保全創出地域制度 p 64, p 92

市内全域を山岳地域,里山地域,里地地域,居住系市街地及び業務系市街地に種別化し, 土地利用の行為に当たり,それぞれの種別ごとに一定の緑化等の確保を図り,緑ゆたかな都 市環境を保全及び創出する制度

国 雪の冷熱エネルギーの活用 p 28, p 46

冬期間の積雪を貯蔵し、これを熱源とする熱を建築物の冷房や農作物の冷蔵などに利用すること。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、新エネルギー利用等の一つに 雪氷熱利用が位置づけられている。

ユニバーサルデザイン p45

高齢者や障がい者のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様な ニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

国 用途地域制度 p36, p41, p44, p49, p51

都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定する制度。

リ リバーシブルレーン *p56*

ラッシュ時に道路の中心線を移動して,交通需要の大きい方向により多くの車線を配分し, 限られた交通容量を効率的に使う運用方法。

緑化協議制度 p 64

一定規模の開発を行う場合,既存樹林を一定の割合で保全したり,新たに緑化してもらえるよう事業者と協議する制度。なお,現在は,札幌市緑の保全と創出に関する条例の制定に伴い,「緑保全創出地域制度」として充実強化されている。

緑化協定(緑の協定) p 64

住宅の敷地などの緑を増やすことについて地域住民と札幌市が協定を結び、お互いに役割 分担したうえで緑を増やす活動を共に行っていく制度。市は緑化に対しての技術的アドバイ スなどの支援を行う。

緑化重点地区 p 64

札幌市緑の基本計画において、「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として位置づける地区。本市では、2004(平成16)年3月に緑の基本計画の変更(追加)を行い、緑化重点地区を位置づけた。

緑化推進地区 p 64

札幌市では「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、緑の保全と創出を図ることを目的に活動している団体を緑化推進協議会として認定し、その自主的な活動の支援助成を行っている。緑化推進地区とは、緑化推進協議会の認定に際し、当該協議会が活動する区域として市長が指定した区域をいう。

緑地保全地区 p 65. p 91

都市緑地保全法に基づいて、良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められる地区であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。このため、損失補償、土地の買い入れの制度が設けられている。

札幌市都市計画

2004

発行: 2004 (平成16) 年3月 札幌市企画調整局計画部都市計画課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL(011)-211-2506 FAX(011)-218-5113 URL http://www.city.sapporo.jp/keikaku/index.html E-MAIL toshikeikaku@kikaku.city.sapporo.jp



2004(平成16)年3月 札幌市



